

平成30年第3回せたな町議会臨時会 第1号

平成30年4月17日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 議案第1号から議案第12号を一括上程
〔平成30年度町政執行方針〕
〔平成30年度教育行政執行方針〕
〔平成30年度各会計予算案に関する提案説明〕
〔予算審査特別委員会設置・正副委員長互選〕
- 5 第2次せたな町総合計画「基本構想」の策定について
〔第2次せたな町総合計画「基本構想」調査特別委員会設置、正副委員長互選〕

○出席議員（11名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 細川伸男君 | 2番 神田和浩君 |
| 4番 本多浩君 | 5番 石原広務君 |
| 6番 榊田道廣君 | 7番 大湯圓郷君 |
| 8番 真柄克紀君 | 9番 平澤等君 |
| 10番 大野一男君 | 11番 熊野主税君 |
| 12番 菅原義幸君 | |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会教育長	成田円裕君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

- (1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木	正則	君
総務課長	原	進	君
まちづくり推進課長	小板橋	司	君
財政課長	西村	晋悟	君
税務課長	樋口	靖	君
町民児童課長	吉崎	照人	君
認定こども園長	鎌田	郁美	君
保健福祉課長	福士	裕継	君
農務課長	佐藤	英美	君
農務課参事	木村	充弘	君
水産林務課長	横川	洋二	君
建設水道課長	丹羽	優	君
会計管理者	三浦	孝史	君
国保病院事務局長	横川	忍	君
水産林務課長補佐	八木	忠義	君

《大成総合支所》

支所長	佐野	英也	君
-----	----	----	---

《瀬棚総合支所》

支所長	関	功悦	君
養護老人ホーム三杉荘所長	上野	宏行	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

教育委員会事務局長	杉村	彰	君
教育委員会事務局次長	沼口	英樹	君
事務局主幹	山本	亨	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	西田	良子	君
------	----	----	---

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長	原	進	君
書記次長	高橋	純	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局長	丹羽	小百合	君
事務局次長	上野	朋広	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事	務	局	長	丹	羽	小	百	合	君	
事	務	局	次	長	上	野	朋	広	君	
事	務	局	総	務	係	原	田	翔	太	君

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達していますので、平成30年第2回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よってこれより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により議長において10番、大野一男議員、11番、熊野主税議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なおこの指名は今臨時会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日から4月27日までの11日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） ご異議なしと認めます。

よって今臨時会の本日から4月27日までの11日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 議案第1号ないし議案第12号

○議長（菅原義幸君） 日程第4、議案第1号平成30年度せたな町一般会計予算から議案第12号平成30年度病院事業会計予算までの12件を一括議題といたします。

最初に、町長の町政執行方針について説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは平成30年度町政執行への私の所信と基本的な施策の概要を申し上げます。

私は、昨年の町長選挙において町民皆様からの負託を受け、4期目の町政を担わせていただくこととなりました。これまでの3期12年間では、合併によるスケールメリットをいかし、効率的な行財政運営に努め、厳しい財政状況を改善に向かわせることができました。これもひとえに町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力の賜物と心から感謝とお礼を申し上げます。さて、わが国においては、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少に歯止めをかけ急速な少子高齢化の進展に対応するため、地方創生の実現に向けた継続的な取組を進めています。本町においても、持続可能な自治体経営を維持していくうえで、人口減少や少子高齢化を抑制していくことが重要になってきます。

平成30年度は第2次せたな町総合計画を軸として、せたな町人口ビジョン、せたな町創生総合戦略などの目標に沿ったまちづくりを進めてまいります。その中でも、それぞれの計画にある農林水産業、商工業の活性化、子育てしやすい環境の創出、交流人口の拡大に積極的に取り組んでまいります。

平成30年度せたな町予算については、国の予算編成方針や地方財政計画を踏まえて、予算編成にあたったところであります。はじめに一般会計予算について申し上げます。予算額は90億2,806万1,000円となり、前年度比629万4,000円、0.1%の増となっております。

歳出の主なものは、継続事業では瀬棚養護老人ホーム三杉荘改築事業、農業、漁業チャレンジ等支援事業、生涯学習センター整備事業など、新規事業では本庁舎長寿命化改修事業、大成、瀬棚両総合支所の発電機設置事業、商業チャレンジ等支援事業、小中学校のICT機器導入事業などの予算を計上いたしました。

歳入では、全体予算の56.1%を占める地方交付税については、普通交付税が前年度比1億4,156万9,000円減の44億7,153万5,000円を、特別交付税は前年度比1,000万円減の5億9,000万円を計上いたしました。地方債では、適債事業9件のほか、財源不足を解消するための臨時財政対策債の借入れを見込み、前年度比9.6%減の10億4,270万円を計上いたしました。

次に特別会計予算について申し上げます。昨年度まで一般会計で予算計上しておりました瀬棚港フェリーターミナル管理費については、新たに瀬棚港旅客施設事業特別会計を設置いたしました。合わせて10会計となる特別会計の予算総額は35億7,752万5,000円となり、前年度比3億5,423万4,000円、9.0%の減となっております。

病院事業会計では、収益的支出が12億5,390万6,000円、資本的支出は9,498万1,000円を計上いたしました。

以下、主な施策について申し上げます。

第1に健やかに暮らせる福祉のまちの推進に努めます。はじめに、保健、福祉、介護施策について申し上げます。人口減少と少子高齢化が進む中、誰もが住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、保健、医療、福祉、介護の各分野が連携を図り、更なる充実に努めてまいります。

保健施策については、健診や訪問指導などの母子保健事業を通じ、妊娠期から子育て期にかけての切れ目のない支援に努め、安心して子どもを産み育てることができるよう母子保健の推進に努めてまいります。

各種がん検診及び特定健康診査については、多くの方が健康への関心を持って受診してもらえるよう努めるとともに、健康相談や健康教育などを通じて、健康に関する正しい知識の普及と個々の生活習慣に合った保健指導を実践し、町民の健康づくりに努めてまいります。

地域福祉、高齢者施策については、地域福祉計画や高齢者保健福祉計画、第7期介護保険事業計画を基本に、総合的な保健福祉、介護予防事業の展開を図り、高齢者の自立の促進、住み慣れた家や地域で安心して生活できる環境づくり、権利擁護などの相談、生活支援体制の充実に努めてまいります。

介護人材確保、育成支援事業については3年目となる本年度も引き続き実施し、質の高い介護サービスの安定的な供給が計られるよう努めるとともに、昨年度から実施している住民ボランティアによるサロン活動や訪問による生活支援を拡充させ、在宅での生活が維持できるよう新たな介護予防、日常生活支援総合事業に取り組んでまいります。また認知症になっても住み慣れた家や地域で安心して生活できるよう、認知症サポーターの養成や地域で見守りができる体制づくりなど、認知症予防事業及び相談支援体制の充実に努めてまいります。

瀬棚養護老人ホーム三杉荘については、昨年度に引き続き改築工事を進め、本年10月から新施設でのサービス提供を目指してまいります。

障がい福祉施策については、第3次障がい者計画、第5期障がい福祉計画に基づく事業を展開するため関係機関と連携し、地域が必要とする給付や障がい福祉サービスを提供してまいります。また障がい者を雇用する町内事業者に対して引き続き支援し、障がい者の就労と社会的自立の促進に努めるとともに、不自由なく気軽にせたな町の観光を楽しんでもらえるよう、引き続きバリアフリーレジャー事業を実施してまいります。

子育て支援については、せたな町子ども、子育て支援事業計画に基づき各種事業の展開を図ってまいります。本年4月に開設した認定こども園については、小学校就学前児童の教育、保育の一体的な提供を行う幼保連携型施設として各家庭や地域と一層の連携を図り、こども園に集う子どもたちの健やかな成長が育めるよう運営の充実に取り組んでまいります。乳幼児保育や留守家庭の放課後児童の保護者への支援として、保育所や学童保育所を継続して運営するとともに、子育て支援センターによる育児相談や子育て情報の提供、保護者同士の交流を図りながら子育て家庭への支援に努めてまいります。また子ども医療費助成、妊産婦医療費の一部助成を継続するとともに新たに3歳児以上の保育料を無償化し、子育て家庭の負担軽減を図ってまいります。

国民健康保険事業については、今年度から道と市町村が共同で国保を運営し、保険者機能の強化を図っていく仕組みに変わります。まちとしては道や国保連合会と連携を密にし、国保事業の円滑な運営に努めてまいります。また医療費の適正化への取組として、入院の長期化や疾病の重症化といった高額医療の原因を解消するため、特定健康診査や各種がん検診等の受診率

向上を目指した一層の取組を進めてまいります。

後期高齢者医療制度については北海道後期高齢者医療広域連合と連携し、被保険者が安心して医療給付を受けられるよう円滑な業務の遂行に努めてまいります。

次に病院事業について申し上げます。人口減少と医療保険制度の変化、医療に対するニーズの変化により地方の公立病院を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。国保病院においても厳しい運営状況となっており、とりわけ医療スタッフの確保は特に難しさが増しております。平成30年度は診療報酬、介護報酬の同時改定が行われます。今回の改定では、病院の機能や運営について大きな転換を迫られ、経営の健全化と併せ、より住民のニーズにあった病院、病床機能への変化が求められています。このことから将来に向けてどのような医療環境を整えていくのか、介護、福祉、保健との連携をどのように行っていくのか検討が必須となっております。国保病院では平成29年3月に作成した新設した町立国保病院改革プランに則り、病床の1病棟化などの改革を進めてきたところでありますが、これらの大きな課題を検討するため本年4月、国保病院内に経営戦略室を設置し、関係機関と連携して取り組んでいくことといたしました。また医療スタッフの確保が難しい中であっても病院運営の効率化、患者サービスの向上、地域医療連携を通して2次、3次医療機関との連携を迅速に行うために、国保病院に電子カルテシステムを導入いたします。今後も医療スタッフの確保に努め診療所との連携のもと、救急告示病院として救急医療、初期医療、慢性期疾患などに対応する体制を堅持できるよう努力してまいります。

第2に活力に満ちた産業のまちの推進に努めます。昨年7月に、日EU、EPAの大筋合意、また11月には米国を除くTPP署名11か国によるTPP11協定が大筋合意され、わが国の産業は新たな局面を迎え、本町の産業を取り巻く情勢は依然として厳しい状況にあると感じております。このような状況下で1次産業を基幹とする本町にとっては、持続的な発展が不可欠であることから産業団体との協働による施策の展開と併せ、産業後継者などへの支援を引き続き行い、将来の産業を支える担い手の確保に努めてまいります。

はじめに農業施策について申し上げます。農業振興については農業者や関係機関、団体の総意として策定した新たな町農業振興ビジョンを基本に、喫緊の課題である担い手確保対策として、新規就農に結びつく研修生の受入などに支援するほか、6年目を迎える農業塾の更なる充実を図り農業青年の育成に努めてまいります。また農業者の経営発展や所得向上に向けた規模拡大などの取組や農業経営基盤の強化を図ろうとする農業者に対し、引き続き農業チャレンジ等支援事業を実施し支援をしてまいります。平成27年度から法制化された中山間地域等直接支払交付金事業や環境保全型農業直接支払交付金事業を活用し、本町の中山間地域の農用地の保全活動や地球温暖化防止などの取組についても引き続き支援してまいります。

農業センターについては、町内農産物の品質、収量の安定と向上のため土壌分析診断事業により土づくりの推進や各種作物の栽培品種試験を実施し、成果を生産者に還元するとともに新たな特産品づくりを目指し、新規作物及び新規作型の導入に取り組んでまいります。また振興作物であるブロッコリーの苗の供給、潮トマトについては品種、栽培技術面での支援を行って

まいります。

後継者対策としては、農業技術研修生制度により指導機関と連携を取りながら担い手の育成、確保に努めるとともに体験農園、農業センターまつり、講習会等を実施し、食育の推進を図り広く町民に農業への理解を広めてまいります。

畜産については、肉牛や乳用牛の素牛価格は堅調に推移しているものの、依然、飼料価格は高止まり傾向にあり、畜産農家にとっては省力化や飼養コストの低減が大きな課題となっています。このような状況から町営牧場の利用促進を図り、草地及び乳牛などの適正な管理に努めてまいります。また4期目となる優良家畜導入事業についても継続して支援し、生産性の向上と農家負担の軽減を図ってまいります。

次に農業、農村整備事業について申し上げます。生産基盤の整備については、まちが事業主体である農地耕作条件改善事業により農地の暗渠排水や区画拡大を引き続き実施し、圃場条件の改善と作業の効率化に努めてまいります。またがんび岱地区農道整備事業は引き続き防雪柵の設置を行い平成30年度で完了する予定となっております。

農業水利施設管理については、大富地区排水機場のポンプやエンジンなどの分解整備、西兜野排水機場の蓄電池の更新を行うことにより、農業排水の効率向上と防災対策に努めてまいります。また本年7月の農業委員会の改選は、農業委員会法の改正により議会の同意を要件とした公募による任命制となります。本町では委員15人を任命し、時代にあった農地の効率的利用集積、最適化を図り円滑な農地行政を図ってまいります。

次に林業について申し上げます。森林の整備、保全については、せたな町森林整備計画基調に取り組んでまいります。一般民有林については未来につなぐ森づくり推進事業を活用し、除間伐、下刈、作業路、間伐材等の搬出などの事業への補助により森林所有者の負担軽減を図り計画的な森林整備の促進を図ってまいります。町有林については、復旧造成工事や複層林造成工事を実施し、人工林の適切な管理と循環型の森林整備に努めてまいります。治山事業については、瀬棚区元浦地区で土砂流出の恐れがあることから、生活安全を図るため小規模治山工事を実施します。有害鳥獣による農林水産物等の被害と捕獲数は増加傾向にあることから、ハンターの確保と担い手育成のため、狩猟免許取得に対する助成や捕獲奨励金の継続を図るほか、関係機関と連携した効果的な対策を講じてまいります。

次に漁業施策について申し上げます。前浜資源の確保を図るため、これまで檜山漁業振興基金を活用し実施したウニ移殖事業については、昨年度に引き続き町単独事業として実施するほか、檜山管内広域連携事業として取り組むニシンやナマコの種苗放流についても支援してまいります。また道が策定した日本海漁業振興基本方針を基に持続可能な漁業振興を図って行くため、所得の向上や経営の効率化に向けた取組みを行う漁業者を支援する漁業チャレンジ等支援事業を引き続き実施してまいります。

水産種苗育成センターについては、町内の漁業者から要望の強いアワビ、ナマコの種苗生産体制を強化し、前浜資源の確保と経営の安定に向けた支援に努めてまいります。また漁業者自らが行なう藻場の保全活動など環境保全に対する取組に支援するほか、漁業資源を守るための

密漁対策についても町密漁防止対策協議会が中心となり、取締機関と連携して対策を講じてまいります。

漁港、港湾については関係機関、団体との連携を図りながら、瀬棚港修築事業や漁港の機能保全事業により施設の適切な整備と維持管理に努めてまいります。また貴重な漁業資源である日本海沿岸のサクラマス増殖を図るためには、河川環境の整備が重要であることから既設砂防ダム等の堤体の切り下げを関係機関に粘り強く要望してまいります。

次に商工観光について申し上げます。商工業の振興及び商工会の適正な運営を支援するため、中小企業経営安定資金融資事業や商工会への運営補助を引き続き実施してまいります。また事業拡大や新規開業などの取組に対し商業チャレンジ等支援事業を創設し、意欲のある事業者などを積極的に支援してまいります。

観光振興については、引き続き役場庁舎内に観光協会事務局を置き、事務局職員と新たに観光ガイドとして地域おこし協力隊を配置し、観光協会の事務局体制の強化に努め、まちと連携しながら各種観光の振興を推進してまいります。昨年せたな町オールロケ映画そらのレストランの撮影が行われ、来年1月に全国で公開予定となっております。千載一遇の好機を逃すことなく、映画のプロモーションと併せてせたなの魅力発信、イベントなどを通じた地域活性化などに関する活動を協働で実施するため、映画を企画した株式会社クリエイティブオフィスキューと包括連携協定を締結したところであり、新たな観光資源として売り込んでまいります。

滞在型観光の推進を図るため、レンタカー利用者が町内の宿泊施設に泊まった場合に助成する事業は、PRと利用方法を見直しながら引き続き実施し効果的な誘客を推進してまいります。

北渡島檜山4町地域連携による食と観光の取組や、せたな3大イベントへの助成は継続して実施し、また地域おこし協力隊による特産品の開発や磨き上げ、販路の拡大については、その活動と成果により町内外から信頼されてきており、今後もせたなブランドの確立に向けて積極的な活動を続けてまいります。

温泉宿泊施設については、指定管理者制度によりお客様へのサービス向上とコストの削減を図り、適正な運営と施設の維持管理に努めてまいります。

再生可能エネルギーの推進については、西大里地区で民間事業者による大規模風力発電事業が平成31年度中の運転開始を目指して工事が進められており、今年は引き続き送電線網の整備と風車の基礎工事が着手となります。まちとしても建設業のみならず商業などへの経済効果も期待されることから、可能な範囲で支援してまいります。

第3に自然と共生する安全なまちの推進に努めます。快適な日常生活を送るうえで欠かせない上下水道事業について申し上げます。水道事業については、簡易水道事業特別会計から公営企業会計への円滑な移行に向け、水道ビジョン策定などの経費を計上するとともに、老朽化した水道施設の改修工事を実施し、適正な維持管理に努め安全で良質な水の確保、安定した水の供給、健全経営を念頭に努力を重ねてまいります。

下水道事業については、引き続き北檜山市街地の排水対策として雨水排水管の新設工事を実施するほか、大成区において未整備地区に係る污水管の新設工事を実施いたします。ミックス

処理施設を併設している北檜山下水処理場においては、長寿命化計画に基づき機械電気建築設備などの更新工事を実施し、常時安定した汚水処理に努めてまいります。

環境衛生のごみ処理対策については、北部桧山衛生センター組合が策定している一般廃棄物処理実施計画に基づき、ごみの分別の徹底や減量化、不法投棄防止に努めるほか資源ごみの集団回収への助成や小型家電リサイクル事業を引き続き実施し、再生利用の推進を図ってまいります。

次に消防、防災体制について申し上げます。消防については、消防組織を統合し業務を進めてまいりましたが、今後におきましても消防職員の資質の向上を図り、災害等への迅速な対応ができるよう更なる強化に努めてまいります。また大成区におきましては、第2分団本陣地区に配備されている消防ポンプ自動車の更新を図り、消火能力の向上に努めてまいります。防災については、大規模災害が発生した場合に、役場や消防など関係機関による公助の対応能力をはるかに超える被害が予想されます。有事の際、地域住民が助け合い、協力して地域を守る互助の力が重要となることから、引き続きせたな町地域活動等推進事業補助金の活用を奨励し、自主防災組織の設立と活動の推進に努めてまいります。

次に河川の整備について申し上げます。1級河川後志利別川の内水被害対策として、本流の河道改修が実施されるほか、2級河川太櫓川などの改修工事についても継続して実施されますが、これらの事業が早期完成となるよう今後も国や道に対して強く要請してまいります。また過去に内水被害をもたらした真駒内川、トンケ川の改修工事が引き続き実施の予定であり、ほかの河川の早急な対応についても関係機関に引き続き強く要請してまいります。

次に交通安全、防犯、消費者対策について申し上げます。交通安全の推進については、交通事故撲滅に向け、安全運転啓発、子どもや高齢者を対象とした交通安全教育などの取組を一層推進してまいります。防犯運動の推進については、防犯意識の高揚を図るとともに、独り暮らしや高齢者を狙った特殊詐欺などの被害防止のための情報提供や啓発活動に努めてまいります。消費者対策については、消費者からの苦情相談に適切に対応する相談窓口の充実や消費者教育の推進、地域における消費者被害防止ネットワークづくりの促進など消費者行政の推進に取り組んでまいります。

次に町有施設の解体については、周辺環境に配慮すべく老朽化した旧新成小学校や旧大成児童館などを解体することとし、今後も年次計画により実施してまいります。また適切な管理が行われず周辺環境に深刻な影響を及ぼす空家等の対策として、認定された特定空家の解体に対し助成してまいります。

第4に多様な交流を生むにぎわいのある快適なまちの推進に努めます。快適な住環境の整備を図り定住を推し進めるほか、物流の促進、観光振興を推進するとともに、高次医療機関への救急車両による搬送などを考慮し、広域的な幹線道路とのネットワークの構築に努めてまいります。

国道の整備については、渡島半島における交通網の整備は地域経済の発展はもとより、まちづくりの推進に不可欠であるため、地域高規格道路渡島半島横断道路及び国道229号の美谷

防災などの整備促進について、関係機関に引き続き強く要請してまいります。

道道の整備については、北檜山大成線の狭隘箇所の改良や越波対策の事業推進をはじめ、八雲北檜山線の線形改良については、緊急時に2次及び3次医療圏への搬送を迅速に行うためにも、早期完成を関係機関に引き続き強く要請してまいります。

町道橋の整備については、橋梁長寿命化修繕計画を基に第2砥歌川橋の補修工事を行い、今後の維持管理費の縮減を図ります。また町道橋全125橋の近接目視点検が完了したことから、その結果を基に個別施設の修繕計画を策定いたします。町道は町民に身近な道路であることから、引き続き舗装の修繕、除草、除雪など維持管理に努めるほか、町道公園通3号線4号線の改良舗装工事を引き続き実施します。また継続事業として都市計画区域内の街路において、道路付属物修繕計画に基づき道路照明の建替工事を実施いたします。

定住の基盤となる快適な住環境の整備については、既存町営住宅の適正な維持管理に努めるとともに、町営住宅等長寿命化計画に基づき川沿団地の屋上防水改修や豊岡下地団地2棟8戸の解体工事を実施いたします。

公共交通については、地域公共交通の活性化に関する法律に基づく法定協議会において策定する地域公共交通網計画に基づき、実証運行を行ってまいります。

第5に豊かな人間性と文化を育むまちの推進に努めます。子どもたちは本町の未来をつくる力であり、次世代へ繋げる希望でもあります。この子どもたちが豊かな人間性を持ち、たくましく自立した社会人に成長するためには、自然や歴史、文化、地域の人材などの教育資源を生かし、学校、家庭、地域、行政が一体となった教育の推進が必要なことから、教育委員会や関係機関との連携のもと基礎学力の定着をはじめ、ICT機器を活用した教育や道德教育、外国語、文化、スポーツ活動の推進など、子どもたちが夢と希望を持ち、自ら学ぼうとする意欲が育まれるよう支援に努めてまいります。また地域全体が潤いと活力に満ち、豊かな人間性と文化を育むまちづくりを進めていくために、生涯学習の理念に沿って町民一人ひとりが自己の充実や生活向上に向け、主体的に学ぶことができる環境づくりを進めてまいります。

第6にみんなで作るまちの推進に努めます。町民主体によるまちづくりを推進するため、せたな町地域活動等推進事業を継続して実施いたします。町内会組織などとの連携においては、引き続き防犯灯の電気料金の助成、修繕料はまちが負担することとし町内会活動を支援してまいります。また町内会と各種団体が創意工夫により自ら考え実践し、自治会活動の自主性と活性化を促進する地域連携事業は広く周知をし、引き続き実施いたします。新たに町民参加による協働のまちづくりを目標に町民が何を望み、何を期待しているのかを的確に把握し町政に反映させるために、まちづくりモニター制度を創設します。

広域連携事業では、同じ2次医療圏域にあり、繋がりが深い北渡島檜山4町で各町の特色あるまちづくりを生かし、観光、物産に係る事業展開や誘客促進キャンペーン、スポーツ、文化交流などの取組を進めてまいります。また今金町との2町連携事業では、体験型婚活イベントの開催により、若者への出会いと交流の場を提供するとともに2町のPR活動に努めます。檜山管内7町の活性化を図るため、東京都大田区との連携事業を引き続き実施し、食と観光フェ

アや観光モニターツアーなどで都市部との交流人口の増加に取り組み、新たな人の流れをつくってまいります。

以上、平成30年度の町政執行に臨む私の所信を申し上げ、せたな町の更なる発展のために、町民の皆様、町議会の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） ただいまから10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時50分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長。

○教育長（成田円裕君） 平成30年度、教育行政執行方針を申し上げます。

昨今のグローバル化、情報通信技術の進展や少子高齢化の急速な進行などの社会情勢を背景として、教育を取り巻く環境は大きく変化してきております。こうした状況の中、これからの教育にあっては、子どもたちがふるさとを愛し、お互いに支え合い、未来を切り拓き心豊かにたくましく生きる力を育むことはもとより、生涯学習における個々の課題に適切に対応するとともに、全ての町民が生きがいをもって学ぶことができる環境づくりを学校、家庭、地域、行政が連携、協働し、社会全体で取り組むことが求められております。

平成30年度においては、5年計画の4年目を迎えるせたな町教育推進計画を基本に学校、家庭、地域、行政がより一層の連携、協力を図り、児童生徒の学力向上をはじめ、体力向上、豊かな心とたくましく生きる力の育成などの取り組みを進めるとともに、町民一人ひとりが生涯にわたる学びやふれあいを拡充できる環境と、文化、スポーツに親しむ環境の醸成を図ることが必要なところであります。そのためにもまちの教育行政の推進に鋭意努めてまいります。それでは、主な方針について申し上げます。

はじめに学校教育についてであります。各小中学校においては学習指導要領に示されております生きる力を育むことを理念とし、基礎、基本を確実に身につけよりよく問題を解決する資質や能力を内容とした確かな学力、自らを律し、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心を内容とした豊かな心、たくましく生きるための健やかな体、この三要素がバランス良くとれた子どもの健全育成に取り組むとともに、心豊かに学び、せたな町の未来を拓く人を育むことを学校教育の重点目標に掲げ、その達成に向けて努めてまいります。また新学習指導要領が小学校では平成32年度、中学校では平成33年度に全面実施されることから、平成30年度においては新学習指導要領への円滑な移行に向けた準備を進めてまいります。

1点目は地域と歩む信頼される学校経営についてであります。子どもたちを取り巻く社会環境や家庭環境が急激に変化する中、複雑化、困難化している教育課題を解決していくためには地域全体で子どもたちを見守り、互いに信頼関係を保ちながら育てていくことが大切でありま

す。そのため子どもたちの学びの中心となる学校、子育ての基盤となる家庭、人間性や社会性を身に付ける場となる地域が互いに連携を図るとともに、学校評議員や学校運営協議会委員などの外部の声を学校運営に積極的に反映させ、地域と協働して子どもたちを育む地域に根ざした学校づくりが推進されるよう支援してまいります。

2点目はふるさとを愛し生きる力を育む教育課程についてであります。小中学校においては、学習指導要領に基づき確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育課程をバランスよく編成するとともに、学力、体力向上に向けた取り組み、ICT教育、本町が有する豊かな自然、歴史、文化を学ぶふるさと教育や職場体験などを通して自分の生き方や進路について考えるキャリア教育を推進してまいります。またコミュニティスクールを平成31年度までに全ての小中学校に設置するなど、子どもたちが地域社会に目を向け、向き合い、関わりあいながら学ぶ地域と歩む教育の実現を目指してまいります。

3点目は学習指導についてであります。確かな学力の育成については、児童生徒の発達段階に応じた指導やICT機器を活用するなど、子どもたちが学ぶことに興味を持ち、楽しさを感じながら基礎学力を確実に身につけるための学習環境の整備に努めるとともに、思考力や判断力の育成、主体的に学ぶ意欲の向上、学習習慣の定着などを図ってまいります。

学力向上については各学校において全国学力、学習状況調査の結果をもとに作成された学力向上改善プランや北海道教育委員会が実施するチャレンジテストを活用し、学力向上を目指すとともに、授業の工夫、改善の取り組みが途切れることのないよう適切な支援を行ってまいります。また家庭と連携し学習時間の確保、学習習慣の定着を図るなど、家庭における学習習慣を育む取り組みを推進してまいります。

ICT教育であります。各学校においては授業や学習発表会、文化祭などでICT機器が積極的に活用されております。児童生徒が授業に集中している様子が見受けられるなど、授業などでの工夫、改善がなされております。ICT機器の整備については、中学校3校の生徒用パソコンの更新と新たにタブレットを導入し、ICTを活用した授業改善の一層の推進、教育の質の向上を図ってまいります。

外国語教育については、新学習指導要領において小学校の外国語活動の授業が増えることから、ALT外国語指導助手を増員し児童、生徒の英語力のより一層の充実と向上に努めてまいります。また総合的な学習の時間においては、自然環境や地域の特色を生かしたふるさと教育、地域人材を活用した体験活動、ALTとのふれあいによる異文化交流等を推進してまいります。

4点目は道徳教育についてであります。北海道版道徳教材きたものがたりを道徳の授業に活用し、瀬棚町で開業し地域に貢献した荻野吟子女史の信念を貫いた力強く魅力的な生き方を学ぶとともに、命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断など豊かな人間性と社会性を育ててまいります。また参観日などを活用して道徳の授業を公開するなど、家庭や地域と一体となって道徳性を育む取り組みを推進してまいります。

5点目は生徒指導についてであります。生徒指導については、全教職員による生徒指導体制を確立し、管理職のリーダーシップのもとに組織的な対応を図るとともに、家庭訪問、北海道

教育委員会が実施するスクールカウンセラー派遣事業等を活用し、保護者や関係機関との緊密な連携のもとに生徒指導が効果的に機能するよう教育相談の充実に努めてまいります。

いじめや不登校などへの取り組みについては、定期的なアンケート調査、教育相談、家庭訪問などを実施し実態把握に努めるとともに、児童生徒に関わる現状や問題点などを真摯に捉えて小中学校、保護者や関係機関等と連携のもとに迅速な対応に努めてまいります。また携帯電話やスマートフォンについては小学生の所持率が増加傾向にありますので、関係機関との連携強化を図りネットの危険性について子どもたちに指導するとともに、保護者への啓発、連携に努めてまいります。

6点目は健康、安全教育についてであります。児童生徒の健全な育成には、規則正しい生活と運動習慣が基本となります。そのため家庭との連携のもとに早寝、早起き、朝ごはんの励行、テレビやゲームの視聴時間の見直しなどの生活習慣の改善に取り組むとともに、道内の公立小中学校の児童生徒が種目ごとの記録に挑戦するどさん子元気アップチャレンジなどに取り組み、児童生徒の体力向上に努めてまいります。また食物アレルギー対応マニュアルを活用したアレルギー研修会を開催するなど、アレルギー事故の防止、児童生徒の健康管理に努めてまいります。

学校給食については、平成27年度から就学する第2子を半額、第3子を無料とし、まちとして子育て支援を進めてまいりましたが、更に支援を充実させるため小中学校に通学する児童生徒の学校給食費無償化に係る予算を計上させていただきました。食育については学校での給食指導、学校栄養教諭による食に関する指導や給食だより等による家庭への啓発、連携などを通して食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図るとともに、全ての食材をせたな産で賄う給食の日を設定するなど、積極的に地場産物を利用した給食の提供や農業協同組合などの関係機関、団体等の協力による料理教室等を通じて、食への感謝の気持ちを醸成する指導の充実に努めてまいります。

安全教育については、不審者、交通事故や災害などから児童生徒が主体的に安全な行動をとることができるよう警察など関係機関と連携を図り、交通安全教室、防災教室など各種教室を開催し、危険予測、危険回避能力などを身につけさせる安全指導の充実に努めてまいります。

7点目は特別支援教育の充実にについてであります。

特別支援教育の充実のためには、保護者との共通理解を基盤に保育所、認定こども園や小学校、中学校、高等学校、せたな町教育支援委員会並びにせたな町特別支援教育連携協議会などの関係機関との連携のもとに、個別の教育支援計画や指導計画を作成し、適切な支援、指導に取り組んでまいります。また小中学校の普通学級において特別な支援を必要とする児童生徒に対しては、特別支援教育支援員や学習支援員を配置し、それぞれの発達段階に応じた支援、指導に努めるとともに保育所、認定こども園との情報共有を図ってまいります。

8点目は幼児教育についてであります。幼児期は将来にわたる人間形成の基礎を培うための重要な時期であります。幼稚園は平成30年4月に幼保連携型認定こども園に移行いたしました。園児一人ひとりの発達段階や特性を踏まえ、幼児期にふさわしい楽しい生活が送れるよう

に地域の身近な自然、人々とのふれあいや、遊び、体験活動を通して興味関心を高める指導を中心として、思いやりやいたわりの心など生涯にわたる生きる力の基礎を培う教育活動を支援してまいります。また認定こども園から小学校への円滑な生活、学習環境の移行を踏まえ、主に年長児を対象とした小学校体験入学や交流学习等を推進してまいります。

9点目は教職員の資質向上についてであります。教職員一人ひとりの資質能力を高め、教育公務員としての誇りと生きがいを持つ教員を養成するため、北海道教育委員会等が実施する研究会や研修会への派遣を促すとともに、町教育研究会や各種研修会などへの積極的な参加を促進してまいります。また全国学力、学習状況調査の上位に位置する道外の学校を視察し、児童生徒の学力向上等に関しての学習指導の在り方について調査研究を深めてまいります。

教職員の服務規律の保持については、これまでも機会あるごとに注意を喚起してきたところではありますが、教職員における交通違反や事故が続いており極めて遺憾な状況にあります。町民に対する信頼回復のためにも教育公務員としての自覚を促すとともに、体罰や交通違反等の不祥事防止、法令遵守による服務規律の徹底を図ってまいります。

10点目は教育環境の整備についてであります。平成30年度は主な改修工事として、瀬棚中学校の体育館外壁改修工事、屋内消火栓配管改修工事、水道管改修工事、トイレ改修工事並びに北檜山区の教員住宅改修工事を予定しております。また成績管理などの児童、生徒情報を扱う校務支援システムを中学校3校に導入し、業務の効率化を図るとともに教職員の事務負担の軽減を図ってまいります。

このほか緊急性や重要性などを考慮しながら安全な教育施設の維持、管理に努めてまいります。

次に、社会教育についてであります。社会教育の推進にあたっては、生涯を通して一人ひとりが自ら学ぶことができる学習機会の提供と学習環境の整備に努めてまいります。また社会教育委員、スポーツ推進委員や文化財保護審議委員を対象に研修機会の場を設け、資質の向上を図ってまいります。

1点目の幼児教育についてであります。関係課や関係機関との連携協力によるブックスタート事業やボランティア団体の協力による絵本、紙芝居などの読み聞かせ事業の推進を図ってまいります。また新たに幼児英会話教室を開設するなど、親子のふれあい事業を充実させるとともに子育てに関する学びの場を通して、子育てサークルなどのネットワークづくりを進めてまいります。

2点目の少年教育についてであります。本町の恵まれた自然環境や基幹産業である農漁業体験を通じたふるさと学習の推進を図ってまいります。平成30年度は新函館農業協同組合若松基幹支店の協力のもとで、農作物の植え付けから収穫、調理までの体験を通じた事業を開催し、ふるさとの産業、食についての理解を深めてまいります。またアート教室や青少年芸術鑑賞事業舞台劇を開催し、青少年の豊かな感性を培うとともに長期休業中における学習、生活体験事業を実施し、望ましい生活習慣づくりを推進してまいります。各種事業の開催においては、随時、檜山北高等学校と連携し、高校生のボランティア活動を通じたリーダー育成を進めるとと

もに、放課後や休日における体験活動の充実を図ってまいります。

3点目の青年、成人教育についてであります。青年、成人教育においては、自らが主体的に学ぶことや地域づくりの中核にあるという自覚を持ってもらうことが重要なことから趣味、教養に関する学習機会を提供するとともに、個人やグループの学習ニーズに対する支援体制の充実に努めてまいります。平成30年度においては、青年サークル活動の実現に向け、若者を中心とした集い、交流事業等の取り組みをさらに進めてまいります。また地域における諸課題の解決や子どもを地域で育てるための学習機会を提供するとともにコミュニティスクールの円滑な運営を支援するため、地域学校協働本部設置に向けた取り組みを進め、地域と連携した学校教育の充実を図ってまいります。

4点目の高齢者教育についてであります。高齢者が健康で元気に生きがいを持ち社会活動を継続していくために、活動拠点として各区に高齢者大学を開設し多様な学習機会を提供するとともに、異世代交流事業や合同事業等によるふれあいの場の提供など、生きがいにつながる学習活動の充実に努めてまいります。また長年培ってきた豊かな知識や技術を活かし、学校授業や社会教育事業における人材活用を図ってまいります。

5点目の芸術、文化についてであります。芸術、文化の鑑賞機会の充実を図るため、新たに芸術鑑賞事業実行委員会を立ち上げ、幅広い分野の鑑賞機会を提供するとともに、文化講演会、文化協会との連携によるカルチャー教室、町民文化祭など誰もが参加できる機会の充実を図り芸術、文化の振興に努めてまいります。また日常的な活動の発表機会として情報センター等各施設において町民ギャラリー展を開催してまいります。

6点目の文化財の保護についてであります。本町の貴重な文化財等については、郷土資料館等において適正な維持管理による保護、保存、調査研究を進めるとともに、情報発信に努めてまいります。

平成30年10月にオープン予定のせたな町生涯学習センターについては、施設の有効活用を図るため、文化財の定期的な展示会や特別展の開催に努めてまいります。また文化財の保護思想の普及を進めるとともに、発掘体験事業を通じたふるさと学習を推進してまいります。

7点目の国際交流についてであります。広く世界に目を向けグローバルな視点をもって国際理解を深めていくために、世界の異文化に直接触れる機会の充実が必要なところであります。ALT外国語指導助手による英会話教室は、幼児から高齢者までレベルに応じたプログラムを提供するとともに、小中学生を対象とした宿泊研修事業イングリッシュキャンプを開催し、外国文化や英語に身近に触れる機会の充実に努めてまいります。

姉妹都市交流推進協議会は、すでに国際交流推進協議会に名称を変更し、国際交流全般にわたる取り組みを進めることになりました。平成30年度は中学生を対象とした外国への派遣事業に助成いたします。なおピアノコンサートについては継続して実施してまいります。

8点目の読書活動についてであります。生涯にわたって本に親しむことを目的とし、各施設において読書を身近に感じ気軽に本とふれあう機会を提供する図書館 de カフェや図書館まつりなどの図書館事業を充実させるとともに、レファレンスなど日常的なサービスの提供に努め

てまいります。また平成30年度から平成34年度までの5カ年計画となります。せたな町子どもの読書推進計画を作成し、幼児期からの読書活動の推進を図るとともに各学校に学校図書室支援員を派遣し、子どもたちの最も身近な読書環境の整備と読書活動の促進に努めてまいります。

9点目の生涯スポーツについてであります。誰もがそれぞれのライフステージに応じて、いつでも、どこでも気軽にスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進に努めてまいります。

幼児期については、多様な動きや体力、運動能力の基礎を培うための運動教室事業、認定こども園、保育所等への訪問指導、保護者、保育士等を対象とした指導者講習会を継続するとともに、水泳教室やスキー教室など幼児が楽しく体を動かすことができるよう学習機会を提供してまいります。少年期については、学校、スポーツ少年団と連携したスポーツ実技教室や、北海道のプロチームによるスポーツクリニック事業など、技術のレベルアップに関わる学習機会の提供に努めてまいります。健康志向への高まりに対応するため、歩くことなど健康づくりを進める講座や、気軽に取り組める軽スポーツの普及事業を実施するとともに、みんなで歩こう会を開催し、町内外の参加者による交流を深めてまいります。またスポーツ指導者等を対象とした研修機会の提供、スポーツ指導の環境整備に努めてまいります。

10点目の海洋スポーツについてであります。海洋スポーツについては、水に賢い子どもを育む年間型活動プログラムを各区において展開し、地域の身近な教育資源を活用したふるさと学習を推進するとともに、着衣泳、ライフセービングなど水辺の安全に関する学習機会の提供に努めてまいります。また多くのリーダー養成と指導体制の充実を図るため、B&Gリーダー養成講習会を開催するとともに、B&G海洋クラブや指導者会との連携を図り海洋スポーツの普及に努めてまいります。

11点目は社会教育、社会体育施設の整備についてであります。現在整備中であります生涯学習センターについては、10月オープンに向け計画的に展示物の移設などを進めてまいります。改修工事については、大成町民プールろ過パイプ改修工事を予定しております。

このほか緊急性や重要性を考慮しながら社会体育施設の適切な維持、管理に努めてまいります。

以上、平成30年度の教育行政執行に関する主な方針について申し上げます。変化の激しい社会の中で、せたな町子どもたちが互いに助け合いながらたくましく成長し、新しい時代に立ち向かうことができるよう、学校、家庭、地域社会に開かれた教育行政の推進に全力を尽くしてまいります。

町民の皆様並びに関係各位のご理解と一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

○議長（菅原義幸君） 議案第1号から議案第12号まで12件の議案について提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 上程いたしました議案第1号から12号までの12件の予算概要を一括して説明申し上げます。議案第1号平成30年度せたな町一般会計予算の総額は90億2,806万1,000円であります。歳出予算に計上した主なものを申し上げます。

2款総務費ではふるさと応援寄附金返礼品、本庁舎長寿命化改修工事、町有施設解体工事、農業チャレンジ等支援事業補助金などを盛り込んだ地方創生推進交付金事業などに係る経費について計上をいたしました。

3款民生費では国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計などへの繰出金のほか、4月に開園いたしました認定こども園に係る運営費、昨年度からの継続事業でございます瀬棚養護老人ホーム三杉荘改築事業などについて計上をいたしました。

4款衛生費では町民の健康を守る各種検診経費やインフルエンザワクチンなどの予防接種経費、病院事業会計や簡易水道事業特別会計などへの繰出金、北部桧山衛生センター組合負担金などについて計上をいたしました。

5款労働費では渡島檜山北部通年雇用促進支援事業などの雇用対策経費について計上をいたしました。

6款農林水産業費では、中山間地域等直接支払交付金や優良家畜導入支援事業補助金、漁業等チャレンジと支援事業補助金のほか、新たに農地耕作条件改善工事などについて計上いたしました。

7款商工費では、商工会や観光協会への補助金、各観光施設等の維持管理経費、温泉施設の指定管理料のほか、新たに商業チャレンジ等支援事業補助金について計上をいたしました。

8款土木費では、町道等除排雪業務などの道路維持費、橋梁個別施設計画策定業務や町道舗装補修事業などの地方道改修事業、瀬棚港修築事業、公共下水道事業特別会計への繰出金などについて計上をいたしました。

9款消防費では、檜山広域行政組合消防費負担金のほか、防災対策として防災行政無線デジタル化整備事業実施設計業務、防潮水門管理費などについて計上をいたしました。

10款教育費では、ICT機器導入事業を盛り込んでおります小中学校管理費、社会教育、保健体育に係る経費のほか、10月オープン予定の生涯学習センター整備工事などについて計上をいたしました。

11款公債費では、長期債元金及び利子の償還金などを計上いたしました。

12款給与費では、特別職及び一般職の給料、諸手当などについて計上をいたしました。

次に歳入でございますが、自主財源の町税や地方譲与税などのほかに、地方交付税では国の地方財政計画に基づき、普通交付税及び特別交付税の合計で50億6,153万5,000円を見込み計上をいたしました。町債につきましては、臨時財政対策債や合併特例債など10件の借入れを計上し収支の均衡を図ったものであります。

次に議案第2号、平成30年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算の総額は13億5,902万1,000円で、保険給付費や国民健康保険事業費給付金などの経費を計上しております。

議案第3号、平成30年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算の総額は1億4,488万9,000円で、後期高齢者医療広域連合納付金などの経費を計上しております。

議案第4号、平成30年度せたな町介護保険事業特別会計予算の総額は10億2,061万1,000円で、保険給付費や地域支援事業などの経費を計上しております。

議案第5号、平成30年度せたな町介護サービス事業特別会計予算の総額は6,145万4,000円で、通所介護サービス事業や介護予防支援事業などの経費を計上しております。

議案第6号、平成30年度せたな町簡易水道事業特別会計予算の総額は3億7,872万7,000円で、水道施設の維持管理経費や水道施設整備工事などのほか、公営企業へ移行に要する経費を計上しております。

次に議案第7号、平成30年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算の総額は1,615万3,000円で、営農用水道等施設の維持管理経費や施設改良経費などを計上しております。

議案第8号、平成30年度せたな町公共下水道事業特別会計予算の総額は5億3,347万3,000円で、施設の維持管理費や下水道新設工事などの経費を計上しております。

議案第9号、平成30年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算の総額は660万3,000円で、漁業集落排水施設の維持管理経費などを計上しております。

次に議案第10号、平成30年度せたな町風力発電事業特別会計予算の総額は5,479万5,000円で、風力発電施設の維持管理経費や起債償還金などを計上しております。

議案第11号、平成30年度せたな町瀬棚港旅客施設事業特別会計予算の総額は179万9,000円で、フェリーターミナルの駐車場管理の賃金や光熱水費など維持管理経費を計上しております。

議案第12号、平成30年度せたな町病院事業会計予算の総額は、収益的収支の支出が12億5,390万6,000円、資本的収支の支出は9,498万1,000円を計上しております。

以上が一括上程いたしました議案12件の予算概要の説明でございます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております12件の各予算関連議案については、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により議長を除く10名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって議案第1号から議案第12号までの各予算関連議案は、議長を除く10名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査とすることに決定いたしました。したがって、直ちに予算審査特別委員会を設置いたします。ただいま議題としている12件の各会計予算議案を付託し、休会中の継続審査といたします。

ここで予算審査特別委員会は、別室において正副委員長の互選をお願いいたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 29 分

再開 午後 11 時 48 分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

予算審査特別委員会委員長に大野一男委員、副委員長に石原広務委員が互選された旨、報告がありました。

◎日程第5 議案第13号

○議長（菅原義幸君） 日程第5、議案第13号第2次せたな町総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その1でございます。議案第13号、第2次せたな町総合計画基本構想の策定についての提案理由を申し上げます。

地方を事業法第96条第2項の規定に基づき、せたな町総合計画基本構想を策定するにあたりまして議会の議決を求めるものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（菅原義幸君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第13号については、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により議長を除く10名の議員で構成する第2次せたな町総合計画基本構想調査特別委員会を設置し、これに付託の上、今臨時会閉会後の継続調査とし、第2回定例会に審査結果を報告することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって議案第13号については、第2次せたな町総合計画基本構想調査特別委員会を設置し、これに付託の上、臨時会閉会後の継続調査とし、第2回定例会に審査結果を報告することに決定いたしました。したがって直ちに第2次せたな町総合計画基本構想調査特別委員会を設置いたします。これにただいま議題としている議案第13を付託し、今臨時会閉会後の継続調査といたします。

ここで第2次せたな町総合計画基本構想調査特別委員会は、別室において正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 0時06分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

第2次せたな町総合計画基本構想調査特別委員会委員長に大野一男委員、副委員長に本多浩委員が互選された旨、報告がありました。

◎散会宣言

○議長（菅原義幸君） 以上で本日の議事は終了いたしました。

お諮りいたします。

議案審査のため明日から4月22日までの5日間休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、明日から4月22日までの5日間休会することに決しました。なお4月23日午前10時に再開いたしますので、当議場にご参集願います。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 0時07分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年5月7日

議 長 菅 原 義 幸

署名議員 大 野 一 男

署名議員 熊 野 主 税

平成30年第3回せたな町議会臨時会 第2号

平成30年4月23日（月曜日）

○議事日程

1 一般質問

○出席議員（11名）

1番	細川伸男君	2番	神田和浩君
4番	本多浩君	5番	石原広務君
6番	梶田道廣君	7番	大湯圓郷君
8番	真柄克紀君	9番	平澤等君
10番	大野一男君	11番	熊野主税君
12番	菅原義幸君		

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会教育長	成田円裕君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則君
総務課長	原進君
まちづくり推進課長	小板橋司君
財政課長	西村晋悟君
税務課長	樋口靖君
町民児童課長	吉崎照人君
認定こども園長	鎌田郁美君
保健福祉課長	福士裕継君
農務課長	佐藤英美君

農務課参事 木村充弘 君
水産林務課長 横川洋二 君
建設水道課長 丹羽優 君
会計管理者 三浦孝史 君
国保病院事務局長 横川忍 君
水産林務課長補佐 八木忠義 君

《大成総合支所》

支所長 佐野英也 君

《瀬棚総合支所》

支所長 関功悦 君

養護老人ホーム三杉荘所長 上野宏行 君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

教育委員会事務局長 杉村彰 君

教育委員会事務局次長 沼口英樹 君

事務局主幹 山本亨 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長 西田良子 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長 原進 君

書記次長 高橋純 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局長 丹羽小百合 君

事務局次長 上野朋広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局長 丹羽小百合 君

事務局次長 上野朋広 君

事務局総務係 原田翔太 君

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） おはようございます。

ただ今の出席議員11名で定足数に達していますので臨時会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 一般質問

○議長（菅原義幸君） 日程第1、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されていますとおり、質問、答弁は簡明にお願いいたします。

それでは、通告によりまして発言を許します。

5番、石原広務議員。

○5番（石原広務君） それでは議長の許可いただきましたので一般質問をさせていただきます。

町長は昨年の町長選に向けて、更なる挑戦4期目に向けての政策ということで、6つに分けて政策として打ち出されました。そのうち1つに社会を支えるとし、災害に強い地域づくりを目指しますの中に、津波避難路の整備としていますが、その内容、具体的な取り組み、そこをこの一般質問の場で見解を求めます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは石原議員のご質問にお答えします。

平成29年2月9日に北海道が公表した地震の際における最高津波水位については、平成26年8月に国が公表した水位の23.4メートルより3.5メートル高い26.9メートルと驚きの数値でありました。その到達箇所は国の公表と概ね同位置であり、町内の最も西側に当たる日昼部海岸付近で幸い人家のない場所となっております。現在、町内沿岸部の津波対策は概ね数十年から百数十年に1回程度の頻度で発生するレベル1に相当する南西沖地震と同程度の津波には十分耐えられる高さで海岸擁壁等について整備済みであります。今回、公表された最高津波水位は、概ね数百年から1000年に1回程度の頻度で発生するマグニチュード7.9のレベル2を想定した最高津波水位であります。レベルの考え方として、レベル1では、津波から海岸擁壁等により人命を守る、財産を守る、経済活動を守るなどの防災対策から、レベル2では安全な場所に避難して自ら命を守る、経済的損失を軽減する、大きな2次災害を引き起こさないなどの減災対策へと基本理念が変わります。まちでは昨年12月に北海道の公表を受け、直ちに津波による各地区の最大浸水区域を新たに明示した防災ハンドブックを全世帯に配布して、注意喚起に努めたところであります。

津波避難経路の整備に係る内容と考え方については、現在、町内沿岸部のレベル1相当に対応する津波対策については整備済みではありますが、南西沖地震を体験し近年の東日本大震災、

熊本地震の甚大な被害を目の当たりにして、特に津波被害の恐ろしさは身にしみております。地震の際の海岸線においての初期行動としては、まず裏山などの高台に避難することが、自分を守る一番懸命な手段であることは周知の事実であり、皆様と考えを共にしているところであります。現在、津波から裏山などの高台に避難する際の経路として、まちは避難路として大成区に4箇所があります。また避難経路として使用可能な北海道の急傾斜地施設や治山施設などの管理用階段として、瀬棚区3箇所、北檜山区9箇所、大成区21箇所、旧大成町、北海道が小規模治山などで整備した7箇所があり避難路を含め町全体で44箇所を有しております。その維持管理については、大成区の避難路の4箇所を除き、畑などへの通路も含まれているなど用途も様々であります。維持管理については施設管理者より使用承諾の元、草刈などは使用者が行うこととなっております。現在はその使用頻度などから維持管理にも差がでており、避難の際に使用が困難と思われる箇所も見受けられております。

現在まちは災害発生時に共助の役割を担い、地域防災上の観点から自主防災組織の結成を促しており、今後も組織の結成を積極的に働きかけ、地域住民の協力と連携による防災活動を進めていきたいと考えているところであります。その中で津波避難路については、必要性を精査して、必要な施設等は施設管理者や自主防災組織と維持管理なども含め十分協議を進め整備していきたいと考えております。また今年度におきましては、地域要望を受けた避難階段の設置について、地域と十分協議をした結果を大成区太田地区に避難階段を設置いたします。

今後におきましても災害に強い地域づくりを目指し、地域の自主防災組織を中心とした地域の防災力を高めるための自助、共助活動を支援しながら、公助となるまちなちの努めを果たして参りますことで、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） それでは再質問させていただきます。

今の答弁で今までのその経緯等も説明をいただきました。確かに町長は執行方針の中で、公助あるいは共助という言葉も使われております。今答弁中にありました自助も以前から町長の考え中に、皆さんに伝わるような形でお答えをいただいておりますが、普段今、箇所も含めて答弁いただきましたけど、普段地域から聞こえる声、想定されている国や道の津波高、そういうことも理解している中で、いつ起こるかわからないという不安を抱えて、特に海岸線に住まわれる方は普段から気にされているんです。確かにその避難路使ってみたら上に行ったら畑あるいは通常の買い物などでも通常使われています。冬には雪があるんだよね。夏場はもちろん草があつて、施設管理者あるいは道の絡みなどもあつて、中々まちとしてはそういう許可も含めて取り組めないんでしょうけど、老朽化も進んで中々使うにちょっと心配なんだという率直な意見もあるわけです。私は今回こういうふうにご一般質問に取り上げたのは、間違いなく整備と言う形で施策に上げてるわけです。今後の取り組みも含めてですけど、今までのその通常の生活、行って見たら畑なんだよね。だから取り組みも中々難しいんだよねということは、もちろん役場担当からも地域住民には伝わっています。ただ町長がそういうことも含めて上げたんだろう

ということも今回声として上がってますので、今までの維持管理これからの維持管理そこも含めて、冬あるいは夏場、1、2回の草刈りそれ以上に要望がありますので、町長そこにも地域の声を聞く、先ほど答弁にもありました。そういう意味でぜひ取り組むと再度、強いお答えを伺います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

まず、これまでまちとしましてはレベル1を中心に整備を進めてまいりました。その一つとして、この避難所の整備あるいは災害備蓄品の充実といったものも含めて、もちろん防災組織ももちろんそうですが、やってきたところでございます。しかしそれを超えるレベル2の話になりますと、これはハードな部分で堤防の嵩上げ等につきましては全く望めないと。従来の堤防についても防潮堤の整備についても、レベル1の範囲という理解をしているところでございます。レベル2にあっては、やはり何といたっても自ら避難をすると、自らの命を自ら守ることが中心になってくるものと理解しております。そこで一番大事なのがこの自主防災組織による避難訓練というのが非常に大事だと思っております。避難訓練をすることで、どういった避難経路が一番いいのか。あるいは避難経路においてもどういった整備が必要なのかということが、当然訓練をする過程でそういった実態把握が出来ると思っておりますので、ぜひ防災組織をされて、避難訓練をされて、いろいろ地域の皆さんでお話し合いをして、まちも含めてですが、まちも含めてお話し合いをさせていただいて、しっかり対応できるところは対応していかなければならないと考えているところであります。津波に対する住民の不安というのは私達も南西沖地震を経験しておりますし、その辺は十分理解をしておりますので、そういったことで住民と協働しながら公助の力を発揮してまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 再々質問させております。

町長、レベル2とか道の想定の高さとかそういうことはもちろん皆さん理解してるんです。3. 11、毎年のようにそれを機にテレビ報道でも、その当時の凄まじいテレビ放送がなされるわけです。想定内が今では想定外が想定内とか、いろいろなことが出てるわけです。私がお願いしたのは、その自主防災組織それはもちろん皆さん取り組んでます。ただ高齢の中で1人暮らしされてる方がいざとなったときに、足を引きずってまで逃げなきゃいけないという意識はあるんです。今、数カ所まち中に避難路があるという答弁されましたが、皆さんもそこは目にしています。ただ普段、繰り返しになります普段の生活で避難路にあたる場所を、そこを利用して畑作業に行く、そういうときに草が生えてるとか、老朽化が進んでる、何とかしてもらえないのかという声が以前からあるわけです。今回4期目に向けた政策、避難路の整備と上げているんですから、普段の維持管理そこも含めていざとなった時に、これだったら安心してそこ使えるよねというように町民にわかりやすいような、まちとしての取り組みを期待しているものであります。再度答弁を願います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

自主防災組織等も含めた組織をした防災訓練というのは非常に重要だということをご理解いただけたのではないかと思っておりますが、日頃そうした日常使用する避難路の管理についてのお話ございました。畑に行くための道路も兼ねているというようなことで、これは草が生えて避難しづらいということにつきましては、これは当然日常そういった使用する道路でありますから、使用される皆さん自らがやはり管理をしていただくということが基本になると思えますが、そうした中でそれも叶わないということが現実問題として出てくるとすれば、これは自主防災組織を通じながら避難訓練等を毎年やられると思っておりますので、その都度まちに相談をしていただければ、まちとしても出来るだけの出来ることは、まちとしてやらせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（菅原義幸君） 一般質問を終わります。

◎散会宣言

○議長（菅原義幸君） 以上で本日の議事は終了しましたので会議を閉じます。

予算審査特別委員会を終了するまで休会といたします。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前 11 時 18 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年5月7日

議 長 菅 原 義 幸

署名議員 大 野 一 男

署名議員 熊 野 主 税

平成30年第3回せたな町議会臨時会 第3号

平成30年4月25日（水曜日）

○議事日程

- 1 諸般の報告
- 2 予算審査特別委員会委員長報告
- 3 議案第 1号 平成30年度せたな町一般会計予算
- 4 議案第 2号 平成30年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算
- 5 議案第 3号 平成30年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算
- 6 議案第 4号 平成30年度せたな町介護保険事業特別会計予算
- 7 議案第 5号 平成30年度せたな町介護サービス事業特別会計予算
- 8 議案第 6号 平成30年度せたな町簡易水道事業特別会計予算
- 9 議案第 7号 平成30年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算
- 10 議案第 8号 平成30年度せたな町公共下水道事業特別会計予算
- 11 議案第 9号 平成30年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算
- 12 議案第10号 平成30年度せたな町風力発電事業特別会計予算
- 13 議案第11号 平成30年度せたな町瀬棚港旅客施設事業特別予算
- 14 議案第12号 平成30年度せたな町病院事業会計予算
- 15 議案第14号 平成30年度せたな町一般会計補正予算（第1号）
- 16 議案第15号 物品購入契約の締結について

○出席議員（11名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 細川伸男君 | 2番 神田和浩君 |
| 4番 本多浩君 | 5番 石原広務君 |
| 6番 梶田道廣君 | 7番 大湯圓郷君 |
| 8番 真柄克紀君 | 9番 平澤等君 |
| 10番 大野一男君 | 11番 熊野主税君 |
| 12番 菅原義幸君 | |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高橋貞光君
教育委員会	教育長	成田円裕君
農業委員会	会長	原田喜博君

選挙管理委員会委員長 大 坪 観 誠 君
代表監査委員 残 間 正 君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長 佐々木 正 則 君
総 務 課 長 原 進 君
まちづくり推進課長 小 板 橋 司 君
財 政 課 長 西 村 晋 悟 君
税 務 課 長 樋 口 靖 君
町 民 児 童 課 長 吉 崎 照 人 君
認 定 こ ど も 園 長 鎌 田 郁 美 君
保 健 福 祉 課 長 福 士 裕 継 君
農 務 課 長 佐 藤 英 美 君
農 務 課 参 事 木 村 充 弘 君
水 産 林 務 課 長 横 川 洋 二 君
建 設 水 道 課 長 丹 羽 優 君
会 計 管 理 者 三 浦 孝 史 君
国 保 病 院 事 務 局 長 横 川 忍 君
水 産 林 務 課 長 補 佐 八 木 忠 義 君

《大成総合支所》

支 所 長 佐 野 英 也 君

《瀬棚総合支所》

支 所 長 関 功 悦 君
養護老人ホーム三杉荘所長 上 野 宏 行 君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

教育委員会事務局長 杉 村 彰 君
教育委員会事務局次長 沼 口 英 樹 君
事 務 局 主 幹 山 本 亨 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 西 田 良 子 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長 原 進 君
書記次長 高 橋 純 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局長 丹 羽 小百合 君
事務局次長 上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局長 丹 羽 小百合 君
事務局次長 上 野 朋 広 君
事務局総務係 原 田 翔 太 君

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さんご苦労様です。

ただいまの出席議員 11 名で定足数に達していますので臨時会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第 1、諸般の報告は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第 2 予算審査特別委員会委員長報告

○議長（菅原義幸君） 日程第 2、予算審査特別委員会に付託した議案第 1 号から第 12 号までの予算審査特別委員会における審査について特別委員会委員長の報告を求めます。

大野委員長。

○10 番（大野一男君） ただいまの件について本議会臨時会初日の 4 月 17 日、本予算審査特別委員会に付託された平成 30 年度各会計予算議案第 1 号から議案第 12 号までの計 12 件について予算審査特別委員会の審査結果をご報告申し上げます。

当特別委員会は 4 月 23 日、24 日、25 日と委員会を再開し、各会計歳入歳出予算書及び付属書類について説明を受け、質疑を行い慎重かつ精力的に審査した経過において議案 12 件すべて原案可決と決定いたしました。

議長に進言いたします。当特別委員会は議長を除く 10 名で構成されており、審議は十分に尽くされておりますので全 12 議案とも質疑を省略し、討論、採決に入られることを進言してせたな町議会予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（菅原義幸君） ただいまの予算審査特別委員会委員長報告は全 12 議案を原案可決と決したとするものであります。また特別委員会は議長を除く 10 名で構成され、審査は十分に尽くされているので、質疑を省略し、討論、採決に入りたいとの進言がありましたので、委員長進言どおり取り進めます。

◎日程第 3 議案第 1 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 3、議案第 1 号平成 30 年度せたな町一般会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

石原議員。

○5 番（石原広務君） 私は 30 年度せたな町一般会計予算案に反対の立場で討論いたします。

私は一昨年と昨年も一般会計予算案に反対をしています。その理由は町長が指定管理制度を運用するにあたっての認識に誤りがあるからです。指定管理制度運用に際し各自治体の現状が

同床異夢であり手探りの状況にあること、指定管理制度導入イコールコスト削減にならないように留意するべきとの提言があること等や指定管理施設の利用者やその家族、働く方々にも不安を与えてしまうことになるとも指摘をしてきました。本年度指定管理施設一つ、障害者グループホームのぞみに関しては、昨年までの指定管理期間を1年にしていたのが、3年に戻ったのは少しでも利用者やその家族、働く方々の不安解消になったと一定の評価はします。しかし、あわび山荘や温泉ホテルきたひやまに対して、その指定管理料の町長の固定観念、赤字補てんといういまだに是正をしないままでの30年度の予算審議にも多大な影響がでました。指定管理制度を導入するときの問題点とされる中には、地方公共団体担当者の理解不足等があり、民間の実力が十分に発揮できないとされていますが、せたな町の場合は町長1人の固定観念で指定管理者との協議においても支障が出ています。

そこで次の3点について改善と実行を指摘します。一つ指定管理料は赤字補てんという固定観念を是正すること。指定管理料、修繕費の扱いを考え方や規約や協定書の変更も含めて改めること。一つ指定管理施設である国民宿舎あわび山荘にあっては改築に向けた課題整備の推進と選挙公約に上げたが、あわび山荘の最大の課題は設立から約40年が経って老朽化していることは明白であり、町長が言っている経営改善にもっとも支障があるのは間違いありません。昨年9月25日定例会で公約実現へ全身全霊と所信表明をした以上、早期に改築に向けた計画を立て予算措置をするべきであります。

以上の3点の要求を改めて強く要求し、反対討論といたします。

○議長（菅原義幸君） 次に賛成討論を許します。

平澤議員。

○9番（平澤等君） 私は平成30年度一般会計予算案に対し賛成の立場で討論いたします。

前年対比0.1%増の総額90億2,806万1,000円は一本算定により普通交付税等の減額が約1億5,000万円となる中、厳しい財政状況の中、過疎債や合併特例債などの優良起債の活用し、また各目的基金からの繰入により前年並の財源確保できたことを評価致します。

歳出においては瀬棚養護老人ホーム改築事業や生涯学習センターの整備、第一次産業振興策とした農業、漁業チャレンジ事業の継続や新規に商業チャレンジ事業、そして子育て支援策の充実を図る小中学校給食費の無償化の取組みなど成果に期待するものがございます。

昨年9月の町長選挙において、再び町民の負託を受けて高橋町政4期目のスタートの年であります。町政執行13年目を迎え基本目標6項目の完遂に向けて、これまで以上に議会との対話を密にする一方、理事者、職員が一丸となり町民のための町政執行を強く希望いたしまして、賛成討論と致します。

○議長（菅原義幸君） 次に、反対討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより議案第1号について、起立により採決いたします。

皆さんにお諮りします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立するもの有)

○議長（菅原義幸君） お座りください。

起立多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第4、議案第2号平成30年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言うものあり)

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより議案第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言うものあり)

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第3号

○議長（菅原義幸君） 日程第5、議案第3号平成30年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言うものあり)

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言うものあり)

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第4号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、議案第4号平成30年度せたな町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言うものあり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第4号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言うものあり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7号 議案第5号

○議長(菅原義幸君) 日程第7、議案第5号平成30年度せたな町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言うものあり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第5号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決すること、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言うものあり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8号 議案第6号

○議長(菅原義幸君) 日程第8、議案第6号平成30年度せたな町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言うものあり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第6号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言うものあり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第7号

○議長（菅原義幸君） 日程第9、議案第7号平成30年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」と言うものあり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより議案第7号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言うものあり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第8号

○議長（菅原義幸君） 日程第10、議案第8号平成30年度せたな町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」と言うものあり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより議案第8号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言うものあり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第9号

○議長（菅原義幸君） 日程第11、議案第9号平成30年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより議案第9号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第10号

○議長（菅原義幸君） 日程第12、議案第10号平成30年度せたな町風力発電事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより議案第10号について採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第11号

○議長（菅原義幸君） 日程第13、議案第11号平成30年度せたな町瀬棚港旅客施設事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより議案第11号について採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 議案第12号

○議長（菅原義幸君） 日程第14、議案第12号平成30年度せたな町病院事業会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより議案第12号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 議案第14号

○議長(菅原義幸君) 日程第15、議案第14号平成30年度せたな町一般会計補正予算第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,650万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ9億7,456万1,000円とするものでございます。

その内容でございますが5ページでございます。6款農林水産業費、2項林業費、4目町有林維持管理費で4,650万円を追加するものであります。13節委託料では林業専用道宮野丸山線開設工事に伴う測量設計業務900万円、支障木処理業務100万円、15節工事請負費では林業専用道宮野丸山線開設工事費の追加をお願いするものでございます。

これらの財源でございますが4ページでございます。14款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、2節林業費補助金4,550万円、18款1項1目共に繰越金、1節前年度繰越金100万円となっております。この専用道の開設延長は1,300メートルで、開設後は公有林37ヘクタールの施業利用が可能となっております。森林の循環利用や公益的機能の維持が図られるものでございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 内容は提案理由の説明でご理解いただけるものと思います。内容の説明を省略し、質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第15号

○議長（菅原義幸君） 日程第16、議案第15号物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 本案につきましては、生涯学習センターに係る物品購入契約の締結でございますが、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、予定価格が700万円を超えるため契約締結上必要な議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては教育委員会事務局長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

教育委員会杉村事務局長。

○教育委員会事務局長（杉村 彰君） それでは議案書7ページをご覧ください。議案第15号物品購入契約の締結についてでございます。生涯学習センター用備品購入について、次のとおり売買契約を締結するものといたします。物品の種類、生涯学習センター用備品購入事業、展示用ケースその2でございます。契約の金額1,597万3,200円、契約の相手方、久遠郡せたな町北檜山区北檜山269番地、有限会社岩原書店、代表取締役岩原正志、参考といたしまして納入期日につきましては、契約締結の日の翌日から平成30年7月31日までしております。なお入札参加資格者指名業者及び入札結果につきましては、9ページに記載しております。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

○議長（菅原義幸君） 本臨時会の会議に付されたすべての事件の審議は終了いたしました。
以上で会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（菅原義幸君） これをもって平成30年第3回せたな町議会臨時会を閉会いたします。
長時間にわたってご苦勞様でした。

閉会 午前11時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年5月7日

議 長 菅 原 義 幸

署名議員 大 野 一 男

署名議員 熊 野 主 税